

萩・石見空港圏域アウトドアプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

萩・石見空港圏域アウトドアプロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日

3 委託料上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含まない）

4 業務の概要

(1) 業務内容

メディア等を活用し、萩・石見空港圏域（以下、「圏域」という。）でのキャンプを中心としたアウトドアの魅力を発信し、首都圏における圏域の認知度向上と萩・石見空港―東京線の利用拡大につながる効果的なプロモーションを実施する。

(2) メインターゲット

20代から30代の男女で、キャンプなどアウトドアに興味のある者（初心者を含む）

(3) エリアターゲット

首都圏及びその周辺エリア

(4) 提案における留意事項

- ①本業務の効果を最大限引き出すため上記のメインターゲットをさらに絞り込む（年代や性別など）ことを可とするが、その際は絞り込んだ理由と得られる効果について説明すること
- ②プロモーションの手法（展開）を具体的に提案し、それが上記ターゲットに対して訴求力があることを説明すること
- ③プロモーションに出演者を起用する場合は、予定も含め具体的に人物を提案すること
- ④圏域全体にプロモーション効果が波及するよう配慮すること
- ⑤本業務実施における効果について検証し、その方法を具体的に提案すること

5 委託者との調整

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、事業の内容とそのスケジュールなどを記載した「実施計画書」を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、業務を遂行するにあたり、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後はその内容を記録にまとめ、速やかに委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、委託者に対し定期的に進捗状況を報告するとともに、委託者から進捗状況の報告を求められたときは速やかに対応すること。

6 著作権その他知的財産権

(1) 受託者は、委託者が広報及び広告活動等を行う場合、制作する広告物（以下、「制作物」という。）を自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(2) 受託者が有する著作権法第21条から第28条に規定する権利は、委託者に無償で譲渡することとする。

また、譲渡が困難な場合においては、委託者と協議の上、譲渡しないこととし、その場合は、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。

(3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の権利を、委託者以外の第三者に譲渡してはならない。

(4) 受託者は、制作物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないこと保証すること。

また、制作物に使用する動画や写真、文字等が受託者以外の者が保有する著作物（以下、「原著作物」という。）である場合は、その著作者への必要な手続きを講じた上で業務にあたることとし、原著作物の著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。

(5) 制作物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこと。

(6) 委託者から提供する原著作物等の著作権は、委託者に帰属すること。